

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について (関東運輸局集計)[令和6年12月末現在]	… 2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について (関東運輸局集計)[令和6年12月末現在]	… 3
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	… 7
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	… 15

様式3-①

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(関東運輸局集計)
[令和6年12月末現在]

(3)違反点数20点超事業者の概要

運輸支局等	事業者名及び所在地	累積違反点数	主な違反行為(違反条項)及び処分年月日
千葉	有限会社松尾タクシー(千葉県山武市)	37	【本社営業所】 無許可経営(道路運送法第4条)他9件 [令和5年12月12日]

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(関東運輸局集計)

[令和6年12月末現在]

(3)違反点数20点超事業者の概要

運輸支局等	事業者名及び所在地	累積違反点数	主な違反行為(違反条項)及び処分年月日
東京	株式会社マエダオート(東京都世田谷区)	44	【本社営業所】 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他11件 〔令和4年4月5日〕
			【本社営業所】 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)他2件 〔令和6年3月19日〕
神奈川	羽田空港交通株式会社(神奈川県川崎市川崎区)	50	【木更津営業所】 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他10件 〔令和6年1月16日〕
			【羽田営業所】 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他12件 〔令和6年3月5日〕

運輸支局等	事業者名及び所在地	累積違反点数	主な違反行為(違反条項)及び処分年月日
埼玉	株式会社美杉観光バス(埼玉県飯能市)	47	<p>【本社営業所】</p> <p>運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他13件 〔令和5年3月28日〕</p> <p>【東京営業所】</p> <p>乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項) 〔令和5年4月4日〕</p> <p>【大阪営業所】</p> <p>点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)他2件 〔令和5年7月4日〕</p>
千葉	有限会社コスモ交通(千葉県君津市)	24	<p>【本社営業所】</p> <p>運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他5件 〔令和5年6月20日〕</p>
茨城	平川観光株式会社(茨城県猿島郡境町)	50	<p>【本社営業所】</p> <p>運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他14件 〔令和5年6月20日〕</p>
茨城	有限会社あやめ交通(茨城県潮来市)	44	<p>【本社営業所】</p> <p>運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他6件 〔令和6年1月23日〕</p>

運輸支局等	事業者名及び所在地	累積違反点数	主な違反行為(違反条項)及び処分年月日
茨城	有限会社内原交通(茨城県水戸市)	31	【本社営業所】 運送引受書交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)他10件 〔令和6年3月26日〕
千葉	有限会社埼東観光(千葉県成田市)	44	【本社営業所】 営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)他18件 〔令和6年7月2日〕
千葉	ニュー恒容交通株式会社(東京都大田区)	33	【本社営業所】 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他4件 〔令和4年9月21日〕
			【本社営業所】 点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条)他10件 〔令和6年8月20日〕
東京	金成商事株式会社(東京都足立区)	24	【本社営業所】 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他9件 〔令和6年8月27日〕
茨城	有限会社あけぼの交通(茨城県筑西市)	29	【本社営業所】 定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条第1号)他5件 〔令和6年10月29日〕

運輸支局等	事業者名及び所在地	累積違反点数	主な違反行為(違反条項)及び処分年月日
千葉	株式会社CYSB(千葉県成田市)	31	【千葉営業所】 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他9件 〔令和6年11月6日〕
東京	株式会社オリオン通商(東京都葛飾区)	22	【本社営業所】 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他9件 〔令和6年12月3日〕

令和7年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 泉観光バス (法人番号: 9060001017582) 代表者 柴寄 勝
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県栃木市平柳町1-2-30 (本社営業所) 栃木県栃木市城内町2-51-38
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和6年11月6日及び令和6年11月20日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	玉里観光バス 株式会社 (法人番号: 9050001011669) 代表者 鈴木 鉦紀
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県小美玉市上玉里1583-7 (本社営業所) 茨城県小美玉市上玉里1583-7
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月28日及び令和6年10月29日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 金成物流 (法人番号: 8050001023087) 代表者 金成 勝彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県日立市川尻町1-34-22 (本社営業所) 茨城県日立市川尻町1-34-22
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和6年11月22日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 輸送の安全にかかわる情報の公表及び報告義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第47条の7第一項)、(2) 定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 三協交通 (法人番号: 9011802021331) 代表者 鈴木 秀雄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都葛飾区宝町2-17-9 (本社営業所) 東京都葛飾区宝町2-17-9
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年9月18日及び令和6年9月30日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	高村撮影交通株式会社 (法人番号: 2010902024069) 代表者 高村 聡
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区玉堤2-2-13 (本社営業所) 東京都世田谷区玉堤2-7-17-2F
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年10月10日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2) 運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	水郷観光 有限会社 (法人番号: 7040002086936) 代表者 大原 一真
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県香取市大倉丁子427-2 (本社営業所) 千葉県香取市大倉丁子427-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第46条
(6) 違反行為の概要	令和6年10月16日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

群馬運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 小柏商事 (法人番号: 7070002017310) 代表者 小柏 秀博
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県藤岡市立石689-2 (柏光バス営業所) 群馬県藤岡市立石689-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第6項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月9日及び令和6年8月19日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第6項)、(2)乗務員等台帳の記載事項等の不備(運輸規則第37条第1項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	埼玉中央観光バス株式会社（法人番号：6030001069852） 代表者 持田 雄一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県坂戸市三光町50-13 (毛呂山営業所) 埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林128-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	令和6年4月26日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和7年1月21日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	両毛運輸 株式会社（代表者：上田 浩之） 群馬県前橋市五代町1306-3
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 群馬県前橋市五代町1306-3
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分10日間及び輸送施設の使用停止処分220日車
(5) 主な違反事項	酒気を帯びた状態による業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項）
(6) 違反行為の概要	<p>死亡事故を引き起こしたことをきっかけとして、令和6年5月7日、同年5月30日及び同年9月4日に監査を実施。15件の違反が認められた。</p> <p>(1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）</p> <p>(2) 酒気を帯びた状態による業務（貨物自動車運送事業安全規則第3条第5項）</p> <p>(3) 疾病のおそれのある業務（貨物自動車運送事業安全規則第3条第6項）</p> <p>(4) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項）</p> <p>(5) 業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項）</p> <p>(6) 運転者台帳の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）</p> <p>(7) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(8) 運転者に対する酒気帯び運転の禁止等の適切な指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(9) 運転者に対する最高速度違反行為の禁止等の適切な指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(10) 初任・高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(11) 初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(12) 整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5）</p> <p>(13) 運行管理者の講習受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項）</p> <p>(14) 重大事故の報告義務違反（自動車事故報告規則第3条第1項）</p> <p>(15) 事業計画（事業用自動車の種別ごとの数）の変更事前届出違反（貨物自動車運送事業安全規則第9条第3項）</p>
(7) 違反点数付与状況	<p>当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 22点</p> <p>当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 22点</p>